令和7年11月1日施行

住宅性能評価料金

【戸建住宅】 (500㎡未満の併用住宅を含む)

(単位:円、税込の金額です。)

			建設住宅性能評価料金	
床面積		設計住宅性能評価料金 (A)	評価料金 (検査4回分)	設計住宅性能評価をセンター 以外の者から受けている場合 の加算額
必須項目のみの場合・ 選択項目を併せて選択	200㎡未満	55, 000	102, 300	(A)欄の額の
した場合	200㎡以上	66, 000	121,000	1 / 2

【共同住宅】

		設計住宅性能評価料金		建設住宅性能評価料金		
	床面積	(A)		in in	平価料金	設計住宅性能評価を
		戸当たり 単価	共用部 加算額	戸当たり 単価	共用部 加算額	・センター以外の者から 受けている場合の加算額
	500㎡未満		46, 200		N×73,700/回	
	500㎡以上 1,000㎡未満	11,000/戸	59, 400		N×97,900/回	
	1,000㎡以上 2,000㎡未満		75, 900	N×1,320 /回・戸	N×123, 200/回	
必須	2,000㎡以上 4,000㎡未満	9,900/戸	107, 800		N×160,600/回	
項目の	4,000㎡以上 6,000㎡未満		117, 700		$N \times 172,700$ /回	(A) 欄の額の
のみの	6,000㎡以上 8,000㎡未満	0.000 /=	127, 600	N×1,210 /回・戸	N×184,800/回	1/2
場合	8,000㎡以上 10,000㎡未満	8,800/戸	138, 600		N×198,000/回	
	10,000㎡以上 20,000㎡未満	7,150/戸	240, 900		N×317,900/回	
	20,000㎡以上 50,000㎡未満	6,050/戸	310, 200	N×1,100	N×400,400/回	
	50,000㎡以上	4,950/戸	438, 900	/回・戸	N×554,400/回	
選択		10 000 /=	46, 200		N×73,700/回	(A) 欄の額の
項目	500㎡以上 1,000㎡未満	13,200/戸	59, 400	$N \times 1,540$	N×97, 900/回	1/2
を併	1,000㎡以上 2,000㎡未満	12,100/戸	75, 900	/回·戸	N×123, 200/回	
せて	せ 2,000㎡以上	12, 100/	107, 800		N×160,600/回	

選択した	4,000㎡以上 6,000㎡未満	12,100/戸	117, 700	N×1,540 /回・戸	N×172,700/回	
た場合	6,000㎡以上 8,000㎡未満	11,000/戸	127, 600		N×184,800/回	(A) 欄の額の 1/2
	8,000㎡以上 10,000㎡未満	11,000/)	138, 600	N×1,430 /回・戸	N×198,000/回	1 / 2
	10,000㎡以上 20,000㎡未満	9,350/戸	240, 900	, , ,	N×317,900/回	
	20,000㎡以上 50,000㎡未満	8,250/戸	310, 200	$N \times 1,320$	N×400,400/回	
	50,000㎡以上	7,150/戸	438, 900	/回・戸	N×554,400/回	

※Nは検査回数を示す

【備 考】

- 1. 上記の評価料金において、「必須項目のみの場合」とは平成12年建設省告示第1661号の一号に掲げる事項を選択した場合をいい、「選択項目を併せて選択した場合」とは同号に掲げる事項以外の設計住宅性能評価(変更性能評価を含む。)を併せて選択した場合を示す。選択項目の中で、構造の安定については、1-2、1-4、1-5 を選択した場合は必須項目のみの料金を適用する。音環境については、8-1~8-4を選択した場合は1,100円/戸(税込金額)を加算する。
- 2. 変更設計住宅性能評価又は変更建設住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価 又は建設住宅性能評価をセンターから受けている場合には、上記に掲げる評価料金において、戸建住宅は評価料金の 1/2の額、共同住宅は変更となる住戸等について、戸当り単価及び共用部加算額をそれぞれ1/2として算出した額 とする。なお、住宅の計画を大規模に変更する場合は、変更に係る住宅・住戸等について上記の評価料金に基づき算 出した額とする。(床面積が増加する場合は増加後の面積で算出する。)
- 3. センターが設計住宅性能評価審査中であった住宅の計画を大規模に変更する場合は、上記に掲げる当初の評価料金に 戸建住宅は評価料金の額を、共同住宅は戸当り部分は変更となる住戸及び共用部について戸当り単価及び共用部加算 額として算出した額を加算する。(床面積が増加する場合は増加後の面積で算出する。)
- 4. 下記のア)の区域に該当する地域である場合は、それぞれ記載の額を加算する。
- 5. 共同住宅の評価においては、申請者の希望により評価対象住戸数の10分の1(小数点以下は切上げ)を超えて、住戸ごとに定まる性能に関する目視又は計測を行う場合、10分の1を超える戸数について1住戸あたり次の金額を加算する。
 - ・必須項目のみの場合19,800円/戸(税込金額)
 - ・選択項目を併せて選択した場合22,000円/戸(税込金額)
- 6. 建築物エネルギー消費性能適合性判定を事前にセンターに申請している場合は、戸建住宅は評価料金から 11,000 円 (税込金額) 共同住宅は戸当たり単価から 1,100 円(税込金額)×住戸数の額を減額する。(同内容の建築物エネルギー消費性能適合性判定に限る。)
- 7. 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する部分を含む住宅の場合には、上記に掲げる評価料金若しくは加算額から、下記のイ) 又はウ) に掲げる額を減算する。
- 8. 型式住宅部分等製造者認証を受けた者が住宅の申請を行う場合には、上記に掲げる評価料金若しくは加算額から、下記のエ)又はオ)に掲げる額を減算する。

- 9. 建築基準法に基づく確認申請、検査を同時にセンターにて行う場合は、上記に掲げる評価料金若しくは加算額又はケ)に掲げる長期使用構造等確認の申請料金から、下記のカ)に掲げる額を減算する。
- 10. 住宅性能評価の申請と併せて長期使用構造等確認の申請を行う場合は、上記に掲げる評価料金に下記のコ)に掲げる額を加算する。
- 11. 建設住宅性能評価の申請の取り下げ又は解除を行った場合の返還の額は、下記のキ)に掲げる申請の取り下げを行った時期に応じた返還率を上記の評価料金に乗じた額とする。
- 12. 室内空気中の化学物質の測定を選択した場合には、上記に掲げる評価料金若しくは加算額に、下記ク)に掲げる額を加算する。
- 13. 共同住宅等のうち住戸数が1戸かつ500㎡未満の併用住宅の場合においては、戸建住宅の評価料金を適用する。
- 14. 住宅性能評価書の再交付評価料金は1通当り2,200円(税込金額)とする。
- 15. その他特別な事情により、上記に掲げる評価料金が適当ではないとセンターが判断した場合においては、センターと申請者の協議により定める額とする。
- 16. 評価料金 (表中金額) の合計金額のうち消費税を除く金額が100,000 円以上の場合は10,000 円未満の額を、合計金額が10,000 円以上100,000 円未満の場合は1,000 円未満の額を、合計金額が10,000 円未満の場合は100 円未満の額を切捨てた金額に消費税を加算した金額とする。

ア) 遠隔地の場合の加算額

エリア	市区町村	検査1回あたりの 加算額
Aエリア	2 3区	なし
Bエリア	武蔵野市、三鷹市、西東京市、調布市、狛江市	2, 200
Cエリア	八王子市、町田市、多摩市、清瀬市、小平市、東村山市、国立市、 昭島市、福生市、東大和市、立川市、日野市、東久留米市、 小金井市、 府中市、稲城市、国分寺市	4, 400
Dエリア	羽村市、武蔵村山市、瑞穂町、青梅市、あきる野市、日の出町、 桧原村、奥多摩町	8,800

- 【備 考】1. 交通不便地等の場所により、上記に想定した検査が実施しがたい場合には、上記に代えて別途計算した 実費を加算することができる。
 - 2. 島しょ部の業務については、交通費等実費相当額(宿泊を要する場合は、当該宿泊費相当額を含む。) 及び検査のため出張した日数1日につき23,100円(適合証明業務の現場検査と同時検査となる場合を除 く。)を加えた手数料とする。

イ) 住宅型式性能認定の場合の減算額(戸建住宅)

(単位:円、税込の金額です。)

床面積		設計住宅性能評価料金の減算額	建設住宅性能評価料金の減算額
必須項目のみの場合	200㎡未満	1,650	5, 115
	200㎡以上	1, 980	6, 050
選択項目を併せて選択した場合	200㎡未満	1,650	5, 115
	200㎡以上	1, 980	6, 050

ウ) 住宅型式性能認定の場合の減算額(共同住宅)

	宏 雄	設計住宅性能評	価料金の減算額	建設住宅性能評価料金の減算額	
	面積	戸当たり単価	共用部加算額	戸当たり単価	共用部加算額
	500 m²未満		1,650		N×3,630/回
	500㎡以上 1,000㎡未満		2, 640		N×4,840/回
	1,000㎡以上 2,000㎡未満		3, 740		N×6,160/回
必須	2,000㎡以上 4,000㎡未満		5, 280	N	N×8,030/回
項目の	4,000㎡以上 6,000㎡未満	440/戸	5, 940	× 66/回・戸	N×8,690/回
 	6,000㎡以上 8,000㎡未満	440/ /	6, 490	00/旧•户	N×9,350/回
場合	8,000㎡以上 10,000㎡未満		6, 930		N×9,900/回
	10,000㎡以上 20,000㎡未満		11, 990		N×15,950/回
	20,000㎡以上 50,000㎡未満		15, 510		N×20,020/回
	50,000㎡以上		21, 890		N×27,720/回
	500 m²未満		1,650	N × 77/回・戸	N×3,630/回
選択	500㎡以上 1,000㎡未満		2,640		N×4,840/回
項目を	1,000㎡以上 2,000㎡未満		3,740		N×6,160/回
併せ	2,000㎡以上 4,000㎡未満	550/戸	5, 280		N×8,030/回
て選	4,000㎡以上 6,000㎡未満	, ,	5, 940		N×8,690/回
択した	6,000㎡以上 8,000㎡未満		6, 490		N×9,350/回
た場合	8,000㎡以上 10,000㎡未満		6, 930		N×9,900/回
	10,000㎡以上 20,000㎡未満		11, 990		N×15,950/回

20,000㎡以上 50,000㎡未満	550/戸	15, 510	N ×	N×20,020/回
50,000㎡以上		21, 890	77/回・戸	N×27,720/回

[※]Nは検査回数を示す

エ)型式住宅部分等製造者認証の場合の減算額(戸建住宅)

(単位:円、税込の金額です。)

床面積		設計住宅性能評価料金の減算額	建設住宅性能評価料金の減算額
必須項目のみの場合	200㎡未満	1,650	5, 115
	200㎡以上	1,980	6, 050
選択項目を併せて選択した場合	200㎡未満	1,650	5, 115
	200㎡以上	1, 980	6, 050

オ)型式住宅部分等製造者認証の場合の減算額(共同住宅)

床面積 —		設計住宅性能評	価料金の減算額	建設住宅性能評価料金の減算額	
		戸当たり単価	共用部加算額	戸当たり単価	共用部加算額
	500㎡未満		1,650		N×3,630/回
	500㎡以上 1,000㎡未満		2, 640		N×4,840/回
	1,000㎡以上 2,000㎡未満		3, 740		N×6,160/回
必須	2,000㎡以上 4,000㎡未満		5, 280		N×8,030/回
項目	4,000㎡以上 6,000㎡未満	440 /=	5, 940	N ×	N×8,690/回
のみの	6,000㎡以上 8,000㎡未満	440/戸	6, 490	66/回・戸	N×9,350/回
場合	8,000㎡以上 10,000㎡未満		6, 930		N×9,900/回
	10,000㎡以上 20,000㎡未満		11, 990		N×15,950/回
	20,000㎡以上 50,000㎡未満		15, 510		N×20,020/回
	50,000㎡以上		21, 890		N×27,720/回
選択	500㎡未満		1,650	N	N×3,630/回
項目	500㎡以上 1,000㎡未満	550/戸	2, 640	N × 77/回・戸	N×4,840/回
を併	1,000㎡以上 2,000㎡未満		3, 740		N×6,160/回
せて	2,000㎡以上 4,000㎡未満		5, 280		N×8,030/回

選択	4,000㎡以上 6,000㎡未満		5, 940		N×8,690/回
 した場	6,000㎡以上 8,000㎡未満	550/戸	6, 490	N ×	N×9,350/回
合	8,000㎡以上 10,000㎡未満	0007)	6, 930	77/回・戸	N×9,900/回
	10,000㎡以上 20,000㎡未満		11, 990		N×15,950/回
	20,000㎡以上 50,000㎡未満		15, 510		N×20,020/回
	50,000㎡以上		21, 890		N×27,720/回

[※]Nは検査回数を示す

カ) 建築基準法に基づく確認申請,検査を同時に申請した場合の減算額

【戸建住宅】

(単位:円、税込の金額です。)

床面積	設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認料	建設住宅性能評価料金から減ずる額
	金から減ずる額	検査時期が建築基準法による中間検査又は 完了検査と重複する場合の一回あたりの額
200㎡未満	6, 600	20, 900
200㎡以上	11, 000	24, 200

【共同住宅】

床面積	設計住宅性能評価プ 確認料金か		建設住宅性能評価料金から減ずる額
ルト四 7点	戸当たり単価	共用部加算額	検査時時期が建築基準法による中間検査又は 完了検査と重複する場合の一回あたりの額
500㎡未満		4, 730	23,100/回
500㎡以上 1,000㎡未満		7, 480	34,100/回
1,000㎡以上 2,000㎡未満		10, 560	47,300/回
2,000㎡以上 4,000㎡未満	660/戸	15, 070	80,300/回
4,000㎡以上 6,000㎡未満		16, 500	94,600/回
6,000㎡以上 8,000㎡未満		17, 930	110,000/回
8,000㎡以上 10,000㎡未満		19, 250	121,000/回
10,000㎡以上 20,000㎡未満		34, 100	143,000/回
20,000㎡以上 50,000㎡未満		43, 450	176,000/回
50,000㎡以上		61, 600	363,000/回

キ) 申請の取り下げを行った場合の申請評価料金の返還率

htorn http://www.htm					
	申請の取り下げを行った時期	当該申請評価料金に乗ずる率			
	建設住宅性能評価の申請書をセンターが受理した	0.0			
	日から第1回の現場審査の前日まで	0.8			
	第1回の現場審査を実施した日から第2回の現場	0.6			
	審査の前日まで	0. 6			
戸建	第2回の現場審査を実施した日から第3回の現場	0.4			
住宅	審査の前日まで	0. 4			
	第3回の現場審査から第4回の現場審査の前日	0, 2			
	まで	0. 2			
	竣工時の現場審査を実施した日以降	0.0			
	建設住宅性能評価の申請書をセンターが受理した				
共同	日から第1回の現場審査の前日まで	0.8			
	第1回の現場審査を実施した日から竣工時(最終	0.8×			
住宅		(全検査回数-実施済み検査回数)/全検査回数			
	回)の現場審査の前日まで	※小数点第3位以下を切捨てとする			

ク) 化学物質濃度測定を選択した場合の加算額

		(十四:17) 加之《显散(76)
 住戸数	ホルムアルデヒドのみ	ホルムアルデヒド+VOC
任尸剱	(1住戸あたり)	(1住戸あたり)
1戸	73, 700	104, 500
2 戸	70, 400	101, 200
3~10 戸	51, 700	83, 600
11~30 戸	44, 000	79, 200
31 戸~	37, 400	70, 400

ケ) 長期使用構造等確認の申請料金

【戸建住宅】 62,700円(税込の金額です。)

【共同住宅】(戸建て以外のもの):基本料金+戸当り料金×戸数

(単位:円、税込の金額です。)

	規模	一般	住宅型式性能認定・型式住宅部分等製造者認証
	500 m²未満	48, 510	46, 090
	500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	76, 780	72, 820
l	1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満	108, 130	102, 520
基	2,000 ㎡以上 4,000 ㎡未満	145, 200	137, 280
本	4,000 ㎡以上 6,000 ㎡未満	158, 400	149, 490
料	6,000 ㎡以上 8,000 ㎡未満	171,600	161, 920
金	8,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	186, 450	176, 110
	10,000 ㎡以上 20,000 ㎡未満	325, 050	307, 120
	20,000 ㎡以上 50,000 ㎡未満	417, 450	394, 240
	50,000 ㎡以上	592, 350	559, 570
戸	500 m²未満	11,550	10, 890
当り	500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	11,550	10, 890
料金	1,000 ㎡以上10,000 ㎡未満	10, 780	10, 120
金	10,000 ㎡以上 50,000 ㎡未満	8, 250	7, 590
	50,000 ㎡以上	7, 480	6, 820

長期使用構造等確認の変更を申請する場合で、直前の長期使用構造等確認をセンターから受けている場合には、戸建住宅は30,800円(税込金額)とする。共同住宅は、住戸部分のみの変更の場合は戸当り料金の1/2の額とし、住棟部分の変更も伴う場合は、基本料金の1/2の額を加算した額とする。それ以外の場合は上記の料金とする。

コ) 住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請をした場合の加算額

【戸建住宅】7,700円(税込の金額です。)

【共同住宅】(戸建て以外のもの):基本料金+戸当り料金×戸数

(単位:円、税込の金額です。)

	規模	一般	住宅型式性能認定・型式住宅部分等製造者認証
基	500 m²未満	47,080	42, 350
本	500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	47, 080	42, 350
'	1,000 ㎡以上 4,000 ㎡未満	62, 700	56, 430
料	4,000 ㎡以上50,000 ㎡未満	78, 430	70, 510
金	50,000 m²以上	94, 050	84, 700
	戸当り料金		1, 650

長期使用構造等確認の変更を申請する場合で、直前の長期使用構造等確認をセンターから受けている場合には、戸建住宅は4,400円(税込金額)とする。共同住宅は、住戸部分のみの変更の場合は4,400円/戸(税込金額)とし、住棟部分の変更も伴う場合は、基本料金の1/2の額を加算した額とする。それ以外の場合は上記の料金とする。

サ)長期使用構造等に係る軽微変更該当証明の料金

直前の長期使用構造等確認をセンターから受けている場合には、戸建住宅、共同住宅ともに 3,300 円/戸(税込金額)とする。それ以外の場合は別途見積りによる。

既存住宅の性能評価申請評価料金

<戸建住宅>

(単位:円、税込の金額です。)

	項目	200㎡未満		200㎡以上		再検査
		設計図書有	設計図書無	設計図書有	設計図書無	
	現況検査・評価	60,500	79,200	72,600	94,600	
	特定現況検査		33,000(腐朽・蟻害)			別途見積り
	個別評価	別途見積り(性能項目選択)				

- ・新築時の評価書の有無については、有無に係わらず設計図書有と同額とする。
- ・現況検査と特定現況検査は同時実施とする。

<共同住宅>

・共同住宅の性能評価は、専用(住戸)部分と共用(住棟)部分を合わせて評価することになるので、評価料金は専用部分と共用部分の評価料金の合計金額となる。

(1) 専用部分(1住戸の評価料金)

(単位:円、税込の金額です。)

項目	新築時の評価書			再検査
	有りの場合	無しの場合		
		設計図書有	設計図書無	
現況検査・評価	33,000	39,600 51,700		
特定現況検査	別途見積り(腐朽・蟻害)		別途見積り	
個別評価	別途見積り(性能項目選択)			

(2) 共用部分(1住棟の評価料金)

(1) 11 (1) 11 (1)						
延べ面積 (㎡)	新築時の評価書			再検査		
	有りの場合	無しの場合				
		設計図書有 設計図書無				
500未満	88,000	110,000	143,000			
500以上1,000未満	121,000	143,000	187,000			
1,000以上2,000未満	154,000	187,000	242,000			
2,000以上10,000未満	242,000	286,000 374,000		別途見積り		
10,000以上	別途見積り					
特定現況検査	別途見積り(腐朽・蟻害)					
個別性能	別途見積り(性能項目選択)					

別 表 3

評価金額等の減額又は減額率については以下のとおりとする。なお、該当する項目が複数ある場合は、合計することができる。ただし、最大50%の減額を限度とする。

要件	設計住宅性能評価	建設住宅性能評価	長期使用構 造等確認 (単願申 請)
(1)住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し(当センターが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。	別表 2 のイ) 又はウ)の とおり	別表 2 のイ) 又はウ)の とおり	
(2)住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し(当センターが当該認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。	別表 2 のエ) 又はオ)の とおり	別表 2 のエ) 又はオ)の とおり	
(3)設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項(国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第4項)の確認の申請を行うとき。	別表 2 のカ)	_	別 表 2 の カ) のとお り
(4)建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項(国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条23項及び同法第18条第32号)の検査の申請を行うとき。	_	別表 2 のカ) のとおり	_

(5)建設住宅性能評価 筋コンクリート用棒鋼引 ト圧縮強度試験等をセン 所で行うとき。	_	10%	_	
(6) センターの理事長 センターが定める回数以 は長期使用構造等確認の	5 %	5 %	5 %	
(7) 共同住宅等で同名合等、住宅性能評価又はを効率的に実施できるととき。	10%	10%	10%	
(8) 共同住宅等で、	50戸以上150戸未満	10%	10%	10%
住戸数が一定規模以上 の住宅性能評価又は長 期使用構造等確認の申	150戸以上300戸未 満	20%	20%	20%
請を行ったとき。	300戸以上	30%	30%	30%
(9) あらかじめセンタ 間内に住宅性能評価又に の申請を行ったとき。	5 %	5 %	5 %	
(10) 一団の住宅の開発 査のための移動回数の台 まとまった戸数の建設信 同時に受けたとき。	_	10%	_	
(11) 地方公共団体等が て、住宅性能評価又は長 申請を行うとき。		10%	10%	10%